岩見沢市空家等対策計画 【概要版】

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1 計画策定の目的

・本市が取り組むべき空家等対策について市民に広く周知を図り、空家等 対策を総合的かつ計画的に推進する

2 計画の位置付け

- ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「法」という。)に基づ
- く「空家等対策計画」であり、国の基本指針に即して策定する計画
- ・岩見沢市総合計画や本市の関連する計画との整合性・連携を図る

3 計画期間

- ·平成30年度~平成34年度(5年間)
- ※状況等の変化により、必要に応じて見直し等を行う

第2章 岩見沢市の現状

1 人口・世帯数の推移

- ・国勢調査による人口は10年間で約9千人の減少
- ・高齢者のみの世帯は10年間で約2,300世帯増加

【人口と世帯数の推移】

(単位:人、世帯)

		H17年(2005)	H22年(2010)	H27年(2015)					
	人口	93,677	90,145	84,499					
	世帯数	37,322	36,723	36,155					

※H17年は旧岩見沢市、旧北村、旧栗沢町の合算値

資料:総務省「国勢調査」

第3章 空家等の現状と課題

1 空家等の現状

- ・住宅総数及び空家数は、ほぼ変わらない状況
- ・その他の住宅(放置空家など)に含まれる腐朽・破損ありは増加

【岩見沢市における空家の種類別の状況】

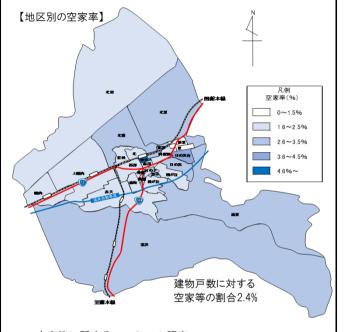
(単位:戸)

		H20年(2008)		H25年(2013)	
住宅総数		41,480		41,700	
空家総数		4,610	(11.1%)	4,630	(11.1%)
賃貸·売却用住宅など		2,350	(51.0%)	2,700	(58.3%)
その他の住宅(放置空家など)		2,260	(49.0%)	1,930	(41.7%)
	うち腐朽・破損あり	600	(26.5%)	950	(49.2%)

資料:総務省「住宅·土地統計調査」

2 空家等実態調査

- ・水道閉栓情報や把握済の管理不全な空家1.628戸を調査対象
- ・空家等の戸数は867戸(うち破損ありは275戸)で市内全域に分布



3 空家等に関するアンケート調査

- ・市民、所有者、町会(自治会)長を対象として2,217名に郵送 (回答数:1,101名)
- ・半年に1回程度以下の管理が約半数を占ており、管理が不十分
- ・解体、リフォームしたいが費用が無いとの回答が多く、金銭面の支援 を望む声が多い

4 空家等対策における課題

- ①所有者等の問題意識に関する課題
 - ・管理意識を持つことや周辺に与える諸問題等の認識が必要
- ②相談窓口や支援等に関する課題
 - ・空家等に関する相談窓口や利活用に向けたサポートが必要
 - ・解体を支援する助成制度が必要
- ③老朽化した空家等に関する課題
 - ・昭和55年以前に建築された空家等が多く、適切に管理されるよう 法令等の適切な運用が必要

第4章 空家等対策の基本方針

1 基本方針

・倒壊等の事故や火災、犯罪等を未然に防止し、市民が安全で安心で きる生活環境の保全と空家等の活用の促進

2 対象地区

- ·市内全域
- 3 対象とする空家等の種類
- ・法で規定する「空家等」(「特定空家等」を含む。)
- ※1年を通じて使用実績がない建築物

第5章 空家等対策の取り組み

○基本方針に基づく次の4つの柱

①空家等の発生抑制

- ①所有者等の管理意識の醸成

②相談・実施体制の整備

一①相談体制の整備

③空家等の利活用及び支援

■①流通による活用の促進

- ②関係団体・機関等との連携

- ②住宅取得に係る支援

- ③改修による空家等の再生支援

- ④特定空家の除却(解体)の支援

- ⑤金融機関との連携

④適切に管理されていない 空家等への対策 ▶ ①特定空家等の判定

┗②所有者等への助言・指導等

第6章 達成目標(成果指標)

- ○空家等対策の推進のために具体的な達成目標(成果指標)を設定
- ①特定空家等の除却等の件数 計画期間において50件の是正を目標
- ②空家等の活用等の件数 計画期間において50件の活用を目標